

千葉工業大学 P P A 弔慰金・見舞金規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、千葉工業大学 P P A 弔慰金および見舞金に関する事項を定めることを目的とする。

(弔慰金・見舞金)

第 2 条 弔慰金は、会員等が死亡した場合に別表 1 に定められた金額を支給する。その場合の請求者は、被支給者が学部学生およびその保護者の場合はクラス担任とし、大学院学生の場合は指導教員とする。

2 見舞金は、教職員が公務中に負傷し労災が適用された場合に別表 2 に定められた金額を支給する。

3 弔慰金および見舞金は、所定の請求書に必要事項を記入のうえ、請求しなければならない。

(規程の改廃)

第 3 条 この規程の改廃は、理事会の議決を経るものとする。

附 則

1 この規程は、昭和41年6月1日から施行する。

2 この規程は、昭和53年11月1日から施行する。

3 この規程は、昭和58年4月1日から施行する。

4 この規程は、昭和63年4月1日から施行する。

5 この規程は、平成4年4月1日から施行する。

6 この規程は、平成6年4月1日から施行する。

7 この規程は、平成25年4月1日から施行する。

8 この規程は、令和3年4月1日から施行する。

9 この規程は、令和4年1月13日から施行する。

別表 1

弔慰金

	金額 (円)
会 員 が 死 亡 し た 場 合	20,000
学 生 が 死 亡 し た 場 合	30,000
教職員の配偶者、子供および父母（養・義父母を含む）が死亡した場合	20,000

別表2

見舞金

	金額 (円)
7日以上の通院または入院を要するとき	10,000
6日以下の入院を要するとき	5,000